

議案第 5 4 号

石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 5 8 年石垣市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和58年石垣市条例第23号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
(会計年度任用企業職員の給与) 第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 <u>報酬及び期末手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u> 2 (略)	(会計年度任用企業職員の給与) 第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 <u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u> 2 (略)